

京都府におけるホームヘルプサービスの充実に関する要望書

京都府におかれましては、平素より府民福祉の向上のため積極的な福祉施策を推進され、また、私ども京都府ホームヘルパー連絡協議会に対しましても格別の御高配を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。また、本会の運営の充実のために財政支援をいただいていることに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、今日において、老々介護、引きこもり、8050 世帯、など複雑多様な生活課題を抱えた世帯が増加するとともに、地域の高齢化・過疎化など地域課題も顕著になる中、ホームヘルパーはサービスを活用される利用者が「住みたい地域で、いきいきと暮らす」ための環境整備において、高い専門性を発揮することが求められています。ホームヘルパーは地域共生社会の実現のために欠かせない存在です。

しかし、ヘルパーの人材不足や高齢化は著しく、5 年後、10 年後という長期的な視点でのサービスの継続を危惧する声が現場からもあげられています。介護報酬、障害福祉サービス等報酬、診療報酬が改定される 2024 年度を控え、ホームヘルパーに対し、適切な評価、人材確保への取り組みがされることを願います。

また、新型コロナウイルス感染症は感染症法上 5 類に移行されましたが、引き続き各事業所では徹底した感染対策を講じるとともに、ホームヘルパー個人も変わらず高い感染予防意識を持ち行動しています。

私ども京都府ホームヘルパー連絡協議会は、現場のヘルパーの支えとなる情報提供や研修実施に努め、訪問介護の仕事の魅力や現場の声を発信することを通し、ヘルパーが目標ややりがいをもち、継続して働き続けられる環境を確保していけるよう活動してまいります。

つきましては、ホームヘルパーを取り巻く実態を御賢察いただき、府民の皆さんが安心して地域の一員として暮らし続けられるよう、また、私どもが利用者の思いや希望に沿いながら、安全で質の高い支援を提供できるよう、別紙の要望項目について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 8 月 19 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府ホームヘルパー連絡協議会
会 長 今 村 真 理

要望事項

1. 人員不足、ホームヘルパーの高齢化など訪問介護事業所が抱える課題について御理解いただき、ホームヘルパーが専門性を発揮し、安心して働き続けることが出来る環境整備について具体的な御支援をいただきますようお願いいたします。

(説明)

- ① ホームヘルパーは地域で暮らす利用者の生活に寄り添い、一人ひとりの尊厳ある豊かな暮らしを支える専門職です。しかし慢性的な人員不足と、ホームヘルパーの高齢化が進み続けています。

厚生労働省作成の「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、2040年度の京都府では、介護職員が約一万人も不足することが予想されております。以前は「賃金の高い仕事」とされていたホームヘルパーですが、毎年最低賃金が引き上げられる中、ホームヘルパーの介護報酬は横ばいで賃上げが難しい現状です。他職種との賃金格差がなくなってきたことにより、新規職員の採用も年々厳しくなっております。

人の暮らしの基盤を支えるホームヘルパーの専門性を適正に評価いただき、引き続き介護保険の基本報酬の更なる底上げを国に働きかけていただきますよう、お願いいたします。

- ② 京都府内の中山間地では支援に際して車が必須となり、かつ長い移動時間を要します。実際の援助時間よりも移動時間が長くなり、遠方に住む利用者を受け入れるほど一日の訪問件数は減少し、算定報酬が少なくなるという事態が生じています。

あわせて、認知症高齢者の増加など生活援助を必要とする利用者が多くいる一方で生活援助3(45分以上の支援)が最大となっています。特に中山間地での支援は、地元小売店の減少など買い物に行く時間を確保することも難しく、実態とは乖離した制度となっています。

「住み慣れた地域での暮らし」の継続のため遠隔地への支援を行う事業所の状況をご理解いただき、中山間地の訪問介護サービスの算定基準において、支援時の移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直しと、生活援助の算定項目の抜本的な見直し(例:生活援助4(60分以上の支援)、生活援助5(120分以上の支援)等の新設)をご検討いただけるよう、国への働きかけをお願いいたします。

また、積雪や豪雨等の悪天候時でも、ホームヘルパーはサービス提供責任者を中心に、事業所で協力しながら、支援を必要とする利用者のもとへ向かっています。自身の車を動かすことや、利用者宅で車を停めるために雪透かしをする時間を要す

るなど、本来の支援にかかる時間以上の労働が強いられている現状があります。制度改変時において、地域性を踏まえ、現場の実態に合った支援時間の見直しについてもご検討いただきますよう、引き続き国への働きかけをお願いいたします。

- ③ ホームヘルパーの人材確保・定着を推進するためには、ホームヘルパーの魅力発信やホームヘルパー自身のモチベーションの向上が必要です。本会ではホームページを通じ、ホームヘルパーの仕事の魅力発信を行うなどの取組みを引き続き行ってまいります。京都府におかれましてもホームヘルパーの魅力発信について、広く啓発いただきますよう、御対応をお願いいたします。

2. 新型コロナウイルスは5類に移行されましたが、利用者の生活を守るため、変わらない感染対策と細心の注意を払い、訪問を継続しているホームヘルパーの現状について御理解いただき、引き続き安心してサービスが提供できるよう、具体的な御支援をいただきますようお願いいたします。

(説明)

- ① 新型コロナウイルスは5類に移行され、マスク着用も任意となりましたが、高齢者の支援にあたるホームヘルパーは、利用者の安心・安全のため、コロナ禍のときと変わらない感染症対策を講じています。そのためマスクや手袋、消毒液、ペーパータオル、使い捨てエプロン、抗原検査キットなどの消耗品の購入費が、物価高騰もあり事業所にとって非常に大きな負担となっている現状です。

コロナ禍を経て、社会としても「感染症」への意識が高まっていることも鑑み、継続的に、訪問介護事業所のニーズに合わせた衛生用品の確保、支給、財政措置の引き続きの配慮をお願いいたします。